

川崎市公告第444号

委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

子ども・子育て支援システムに係る帳票の印刷・封入封緘等業務委託

(2) 履行場所

こども未来局保育・幼児教育部保育対策課その他川崎市の指定する場所

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託内容

保育所入所や幼稚園の利用開始等に伴い発生する市民向け各種帳票の作成、封入封緘及び発送業務

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」種目「その他」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間に国または地方公共団体において、帳票印刷及び封入封緘業務についての類似実績があること。なお、契約実績については、1回の処理が5万件以上の処理を行った作業実績があること。

3 仕様書等の配布・閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

ア 窓口での閲覧

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎15階

こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 担当 宮戸・宮前

電話：044-200-3727

イ インターネットでの閲覧

川崎市ホームページ「入札情報」 (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

の委託の欄の「財政局入札公表」から閲覧及びダウンロードすることができます。

(2) 窓口での閲覧期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月20日（金）まで（土、日及び祝日を除く
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類（契約書の写し等）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎15階

こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 担当 宮戸・宮前

電話：044-200-3727

E-mail：45taisak@city.kawasaki.jp

（ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。）

(2) 配布・提出期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月20日（金）まで（土、日及び祝日を除く
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

川崎市ホームページ「入札情報」 (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

の委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることができます。

ダウンロード出来ない場合は、4(1)の場所で4(2)の期間に配布します。）

イ 2(4)の契約実績を証する書類（契約書の写し等）

(4) 提出方法

持参とします。

5 一般競争入札参加確認通知書の交付及び入札説明書等の交付

競争参加申込書を提出した者には、本市による提出物・資格等の審査の上、次により競争参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。ただし、川崎市「業務委託有資格業者名簿」へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を送付します。

(1) 場所

4(1)に同じ

(2) 日時

令和8年2月24日（火）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

また、入札説明書等は4(1)の場所において4(2)の期間縦覧に供します（土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）。

6 仕様に関する問合せ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和8年2月25日（水）から令和8年2月27日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、4(1)のメールアドレスあてに開封確認付きの電子メールにて送信してください。また、メール送信後にメールで送信した旨を4(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に對し、令和8年3月2日（月）までに電子メールにて送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、上記1(1)の契約金総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者

登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

エ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 〒210-8577 川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 3階 301会議室

イ 日時 令和7年3月10日（火）午前9時00分

なお、郵送による入札については認めません。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則（昭和39年4月1日川崎市規則第28号）第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

入札後速やかに契約書を作成することを要します。

また、この委託契約に関する詳細なスケジュール及び必要となる様式について、川崎市の指示に基づき速やかに提出することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

(4) 落札決定の効果

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問い合わせ窓口は上記4(1)と同じです。